



審議 番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
59	<p>重要によっては、別事業中等を記した議員がある等、暴走団の団体が態変されたことがある。近所、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全面的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可可としては暴走団に限りある程度の認可を望む。</p> <p>また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えられるため、中小企業等協同組合へも暴力団等排除規定への追加を求める。</p>				<p>【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>中小企業等協同組合法を改正し、暴力団排除規定を追加するためには、刑法に基き指定された場合に暴力団員等が開示し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報も把握していない。</p> <p>引き続き中小企業庁と連携して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、農業、漁業、サービス業その他の事業を営む者、労働者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位向上を助成すること」を踏まえ、暴力団員等が開示し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとする。</p>
70	<p>○多くの地域の消防団では、団員の高齢化や定数の確保が課題となっている。今後、普通免許を取得しても、車中型の車両規格以上の消防車両を運転することができない消防団員が増加し、緊急時の初期活動に支障をきたすことが想定されるほか、免許取得が前提になることを理由として、団への加入が進まず、団員の定数確保がより困難になることが考えられる。</p> <p>○第1次回答において、機材制度での対応の可否について各府省から回答があったが、運転免許取得費用に対する公費助成制度や普通免許で運転可能な消防車両の導入以外に、新たな免許制度による消防活動の支援に対応するためには、どのような施策を実施できるのか、ということも、各府省の対応を待って検討していただく。見解も聞いてい。</p> <p>○消防活動の支援となっている(また将来的になるであろうことが容易に想定できる)ということも含め(認識)ただ、できる限り少ない中形で車中型以上の消防車両の運用が可能となるような制度スキームを創設することは、消防団員の免許取得の負担軽減につながる。消防車両を運転できる団員の確保に資することを踏まえ、消防活動において、消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、団員が運転免許取得のための教習費を受けられたことを明らかにしていただく。</p> <p>○また、大規模な災害が多発している近年の災害準備支援も、自衛隊と地域の消防の連携強化を図る観点から、自衛隊の自動車訓練所への消防団員の受け入れについて、再検討いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 総務省において、 車中型の車両規格を超える消防車両を運転することができる消防団員の確保を促して支援するため、運転免許制度の改善等を他府庁と協議すべきではないが、さらに、車中型免許取得費用の特別交付税での助成や普通免許で運転可能な消防車両開発のほかに、現場の支障を解決するための施策を検討すべきではない。</p> <p>○ 警視庁において、 消防車両を運転できる消防団員を確保するため、消防団員が車中型免許を取得しやすいように、運転免許取得の費用について検討していただく。</p> <p>また、自衛隊自動車訓練所での技能講習を受け入れ可能な場合、当該訓練所において技能講習を修了した消防団員の中型免許の取得発給が可能とすべきではないが、</p> <p>○ 防衛省において、 年齢や運転経験年数に限らずに車中型以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所だけでなく、そのほかにも自衛隊法第100条の2第1項が「他に教育訓練の施設がない」と認めるとし、自衛隊の任務遂行に支障を及ぼさない限りにおいて、当該施設を要し、及びこれを実施することができる上定められており、自衛隊法施行令第126条の2において、陸下「潜水艇の試験艇並に「救命」等の要件」に「提挙する」と規定されている。</p> <p>要するとしている消防団員に対する自衛隊の自動車訓練所での教育訓練の受け入れについては、まず、自衛隊法施行令第126条の2が定める技術者の範囲に含まれていない。また、自動車運転技術の習得は、一般に民間の自動車教習所において行われるものであり、自動車教習所が全国に多数存在することを考えれば、「他に教育訓練の施設がない」と認めるとその要件を満たすことは考えないことから、現行の法枠内ならば、防衛省・自衛隊として受け入れることはできないことについて御理解を願う。</p> <p>なお、各自衛隊においても、施設等の制約から、受講可能人数が限られているため、一部の隊員は駐屯地、基地等での受講がかなわず、民間の自動車教習所を利用しているような状況である。</p>	
163	<p>過渡等の発出時期については、ラダーワールドカップ2019<sup>1)</sup>及び東京2020オリンピック<sup>2)</sup>の開催までに訪日外国人旅行者への周知や受け入れ準備を十分に先行し、今年度のできるだけ早期に発出していたらいいことを希望する。</p> <p>また、自治体において発出が確定されたら、提案募集検討専門部会(関係府省からのヒアリング)で協議等があったように、「ジュネーブ条約」に基づき(国際運転免許証を免状としていない国又は地域等)として日本に滞在している外国人に発出する許可制度を創設している国又は地域(エストニア共和国、スイス連邦、スロベニア共和国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国及び中華人民共和国(香港・地区))の運転免許証で運転する際の車両区分についても、併せて過渡等が明確化していただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○ 訪日外国人の搭乗移動支援中短小の公道運航について、ジュネーブ条約加盟国の国際運転免許証の車両区分及び非加盟国の外積運転免許証の車両区分を明確化した過渡等を、地方公共団体に先立ち今年度中に発出していただきたい。</p>	<p>公道証免状で使用する搭乗移動支援中短小は、普通免許自動車又は小型特種自動車に分類されるが、これら普通免許自動車又は小型特種自動車を道路交通法第107条の2で規定する国際運転免許証又は国際運転免許証で運転することができずを確保するたため、今年度中に運転免許申請に対して、次書を出発する。</p>